

[ 資料 ] 高圧ガス防災活動実施要綱 ( L P ガス・酸素・アセチレン )

( 主旨 )

第 1 条 この要領は、山口県高圧ガス地域防災協議会規約第 2 2 条に基づき、当該事業所が実施する業務を定める。

( 高圧ガス防災活動の目的 )

第 2 条 高圧ガス防災活動 ( 以下「応援」という。 ) は、高圧ガス関係事業者として高圧ガス関係災害事故の防止についての連帯意識をもって実施する。

2 応援は高圧ガス移動中の事故等について、事故拡大防止のための応急措置、防災活動への技術的助言、防災器材の提供または関係先への通報等を行う。

( 命令者 )

第 3 条 応援に関する指揮者および要員 ( 以下この両者を指す場合「応援隊」という。 ) の指名ならびに出動命令は事業所長が行う。

( 出動範囲 )

第 4 条 応援隊の出動範囲は当該事業所から 3 0 km の範囲とする。ただし、特に出動要請があった場合はこの限りではない。

( 指揮者の職務 )

第 5 条 応援に関する指揮者の職務は次のとおりとする。

( 1 ) 応援の要請を受けたときの連絡体制の整備

( 2 ) 常時応援に出動しうる応援隊の編成 ( 事故等の時刻、状況等の記録要員ならびに連絡要員を含む。 )

( 3 ) 常時応援に出動しうる車両の確保

( 4 ) 「必要な資材等」の確保とその整備

( 5 ) 山口県高圧ガス地域防災協議会との連絡、調整

( 6 ) 資材器具等の使用状況の把握 ( 補給を要するかどうかの判断等を含む。 )

( 7 ) 出動した場合の関係機関との協議

( 8 ) その他応援に関し必要な事項

( 必要な資材、器具等 )

第 6 条 応援出動用として常時保有すべき必要な資材、器具等は、次のとおりとする。

( 1 ) ガスの種類に応じた資材、器具等

( 2 ) 保安帽

( 3 ) 救急資材 ( 救急薬品、包帯、副木等 )

( 4 ) 応援隊であることを証明する腕章

( 5 ) 通報連絡先の名称、電話番号等

( 6 ) その他 ( 記録用具、若干の現金等 )

( 連絡、報告等 )

第 7 条 応援隊の指揮者は、出発するとき、現地へ到着したとき、帰着したとき及び指揮者が必要と認めたときは、その旨を事業所へ報告し、事業所長は協議会長へ報告するものとする。ただし、状況に応じて他へ依頼し、又は省略することができる。

( 現地到着時の措置 )

第 8 条 応援隊は、現地に到着したときは状況を判断して直ちに応援活動をする。ただし、警察官、消防職員又は消防団員が現に活動していた場合は、指揮者はそれらの責任者と応援の方法について協議する。また、応援中に、警察官、消防職員又は消防団員が出動してきた場合は、状況を報告し、その後の応援について協議するものとする。

( 応援に関し特に留意すべき事項 )

第 9 条 応援に関し特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 応援要員は、事故等の状況の変化及びその時刻等を別記様式により記録すること。
- ( 2 ) 交通事故を起こさないよう安全運転に留意すること。
- ( 3 ) 必要に応じ所轄警察署のパトロールカーの先導を依頼することができる。

様式

応 援 活 動 報 告 所	
応 援 の 要 請 先	
応援の要請を受けた時刻	
出発時刻及び現地到着時刻	
応援活動の終了時刻	
現地を出発した時刻	
その他連絡通報をした時刻	
消 耗 資 材	
応 援 活 動 内 容	
応 援 者 氏 名	
記 録 者 氏 名 ・ 印	